原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令

（電気事業会計規則の一部改正）

第一条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)中「未収原子力損害賠償支援機構資金交付金」を「未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金」に、「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改める。

別表第一(10)中「原子力損害賠償支援機構負担金」を「原賠・廃炉等支援機構負担金」に、「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に、「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を「原賠・廃炉等支援機構一般負担金」に、「原子力損害賠償支援機構特別負担金」を「原賠・廃炉等支援機構特別負担金」に改める。

別表第一㊀中「原子力損害賠償支援機構資金交付金」を「原賠・廃炉等支援機構資金交付金」に、「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改める。

別表第二の第一表中「未収原子力損害賠償支援機構資金交付金」を「未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金」に改める。

別表第二の第二表中「原子力損害賠償支援機構資金交付金」を「原賠・廃炉等支援機構資金交付金」に改める。

別表第二の第五表中「原子力損害賠償支援機構負担金」を「原賠・廃炉等支援機構負担金」に、「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を「原賠・廃炉等支援機構一般負担金」に、「原子力損害賠償支援機構特別負担金」を「原賠・廃炉等支援機構特別負担金」に改める。

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第二条　一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項第三号、第六条第一項並びに第八条第二項第一号中「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を「原賠・廃炉等支援機構一般負担金」に改める。

様式第一の第一表、様式第二の第一表、様式第三、様式第四、様式第五の二及び別表第一の第一表中「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を「原賠・廃炉等支援機構一般負担金」に改め、同表中「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改める。

（一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第三条　一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項第三号、第七条第一項並びに第二十一条第一項第一号中「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を「原賠・廃炉等支援機構一般負担金」に改める。

様式第一の第一表、様式第二から様式第四の二まで、様式第七及び様式第七の二中「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を「原賠・廃炉等支援機構一般負担金」に改める。

（卸供給料金算定規則の一部改正）

第四条　卸供給料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項第三号中「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を「原賠・廃炉等支援機構一般負担金」に改める。

様式第一の第一表、様式第二の第一表及び別表第一の第一表中「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を「原賠・廃炉等支援機構一般負担金」に改め、同表中「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改める。

（一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正）

第五条　一般電気事業部門別収支計算規則（平成十八年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の3.(1)及び別表第二の3.(1)中「原子力損害賠償支援機構特別負担金」を「原賠・廃炉等支援機構特別負担金」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の一般電気事業供給約款料金算定規則第八条第二項第一号に規定する原賠・廃炉等支援機構一般負担金に係る一般電気事業部門別収支計算規則別表第一の4.(9)の規定の適用については、この省令の施行の日以後電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定により届け出るまでの間、送電・高圧配電非関連固定費用に配分することにより整理するものとする。

（一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第五条の規定による改正後の一般電気事業部門別収支計算規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について適用する。